

令和元年度決算に係る財政的援助団体等監査結果の概要

令和3年1月22日
鳥取県監査委員

鳥取県監査委員は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び監査意見を、財政的援助団体等監査結果報告書（以下「監査結果報告書」という。）に取りまとめ、知事及び関係機関に提出するとともに、令和3年1月22日付けの鳥取県公報により公表します。その概要は下記のとおりです。

なお、この監査結果については、とりネットのホームページに掲載します。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kansa/>)

監査委員：桐林 正彦、山根 朋洋、奈良井 恵、広谷 直樹

記

1 監査対象団体及び監査実施団体

(1) 監査対象団体及び監査実施団体選定の基準

監査の実施に当たり、次の基準で監査対象団体及び監査実施団体を選定した。

出資団体	県が、資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人について監査対象とし、原則として3年に1回実施。 ただし、指定管理者となっている団体については、2年に1回実施。
指定管理者	県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体について監査対象とし、原則として3年に1回実施。
補助金等交付団体	県が、原則として、国の補助事業と県の単独事業を合わせ全体として補助金等を1,000万円以上交付している団体又は県の単独事業で補助金等を500万円以上交付している団体について監査対象とし、その中から抽出して実施。

注) 「補助金等」とは、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助をいう。

(2) 監査対象団体数及び監査実施団体数

() 内は前年度

区分	監査対象団体の数	監査実施団体の数
出資団体	33 (33)	10 (12)
指定管理者	12 (12)	4 (4)
補助金等交付団体	202 (213)	16 (14)
合計	247 (258)	30 (30)

注) 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

2 監査実施期間

令和2年8月20日から同年11月13日まで

3 監査の結果

監査の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるものについて、監査委員の協議により、次のとおり処置することを決定した。

(1) 処置の件数

(単位：件、(団体))

区 分	勸 告	指 摘	注 意	合 計	監査実施 団体数
令和元年度決算に係る監査結果	0 (0)	10 (6)	71 (23)	81 (24)	30
平成30年度決算に係る監査結果	—	4 (2)	92 (23)	96 (23)	30
平成29年度決算に係る監査結果	—	10 (6)	84 (27)	94 (29)	40
平成28年度決算に係る監査結果	—	6 (4)	63 (21)	69 (21)	39
平成27年度決算に係る監査結果	—	5 (4)	70 (29)	75 (29)	41

(注) 合計欄の()の団体数は指摘又は注意に該当する団体数であり、重複分を除いているため合計団体数とはならない。

(2) 処置の内容

ア 勸 告

該当事項なし

イ 指 摘

不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くものと認めた**指摘事項**については、その内容、監査実施団体名及び所管課名を監査結果報告書に掲載し、鳥取県公報等に公表した。また、関係する部局長に対して、今後適切な取扱い又は改善を行うこととともに、該当する団体に改善を促すことを文書により通知した。

ウ 注 意

不適正の度合いが指摘に至らない比較的軽易なものとした**注意事項**については、関係する部局長に対し、是正し又は注意することとともに、該当する団体に改善を促すことを文書により通知した。

監査処置基準 (抜粋)

処置区分	処置の事案
勸 告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。)に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの
指 摘	1 法令に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの

○ 処置の事項別内訳

区 分	元年度決算に係る監査結果			30年度決算に係る監査結果			29年度決算に係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	1	1	0	1	1	0	0	0
収 入	2	1	3	1	4	5	1	0	1
支 出	1	3	4	1	5	6	1	8	9
契 約	3	39	42	1	22	23	3	34	37
補助金	0	15	15	0	20	20	3	18	21
工 事	0	0	0	0	0	0	0	2	2
財 産	1	9	10	0	4	4	1	3	4
その他	3	3	6	1	36	37	1	19	20
合 計	10	71	81	4	92	96	10	84	94

○ 指摘事項（10件）の内訳

区 分	件数	事 由	指摘の対象
収 入	2	収納金の払込み遅延	公益財団法人鳥取県畜産振興協会
		違約金の未徴収	公益財団法人鳥取県栽培漁業協会
支 出	1	支出負担行為の遅延	公益財団法人鳥取県畜産振興協会
契 約	3	契約書の未作成	公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団
		指定管理協定書に規定された監査する者の不足	とつとりの森を守り木を活かす会
財 産	1	行政財産の目的外使用許可事務の不適正	公益財団法人鳥取県教育文化財団
その他	3	金融資産の取得事務の不適正	公益財団法人鳥取県産業振興機構
		経理事務の不適正	公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団
		役員等の報酬等の支給基準の未公表	
合 計	10		6団体

【指摘事項の内容】 …… 別記「指摘事項の内容」のとおり

○ 注意事項（71件）の内訳

区 分	件数	事 由
予 算	1	予算流用の未手続
収 入	1	督促状の未発行
支 出	3	支払根拠資料の紛失、勘定科目の誤り、受領証の未徴収
契 約	39	契約に定める書類の未提出、契約書の内容不備 等
補助金	15	実績報告書の記載内容誤り、報告遅延 等
財 産	9	貸付物品受領書の未提出、固定資産台帳の記載不備 等
その他	3	財務諸表の記載不備、貸借対照表の未公告 等
合 計	71	

(別記) 指摘事項の内容

内	容
	<p>【収入事務】</p> <p>1 現金収入の調定について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 団 体 名：公益財団法人鳥取県畜産振興協会 <p style="margin-left: 2em;">〔</p> <ul style="list-style-type: none">・ 財政支援の種別：出資・ 所 管 課：農林水産部農業振興戦略監畜産課 <p style="margin-left: 2em;">〕</p> <p>堆肥販売等に係る現金収入について、収入手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概 要：農業者向けの堆肥販売、鳥取県家畜人工授精協会からの調査料収入について現金で受け取り、現金領収書を発行していたが、その日に収納せず翌月に1月分まとめて収入伺を行っていた。・ 現金収入額：70,610円（年間） <p>※現金収入に係る処理の一例（堆肥販売に係る収入）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現金受領日：R1.10.1・ 収入伺日：R1.11.5・ 収 納 額：550円 <ul style="list-style-type: none">・ 不適正の原因：団体の担当者の経理規程の認識不足及び上司の進行管理不足・ 指摘の考え方：直接収納した収納金の払込みの遅延しているもので、合計額5万円以上で1週間以上のもの
	<p>【収入事務】</p> <p>2 違約金の徴収について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 団 体 名：公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 <p style="margin-left: 2em;">〔</p> <ul style="list-style-type: none">・ 財政支援の種別：出資・補助金等・ 所 管 課：農林水産部水産振興局水産課 <p style="margin-left: 2em;">〕</p> <p>生産品販売代金に係る違約金について、徴収していないものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県の例による場合の違約金未徴収件数：16件・ 県の例による場合の違約金額：63,576円 <p>※違約金額が最大のもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 販 売 先：A合同会社・ 販 売 代 金：1,184,000円・ 請 求 日：R1.7.19・ 納 期 限：R1.8.18・ 収 入 日：R2.1.31・ 県の例による場合の違約金額：14,538円 <ul style="list-style-type: none">・ 不適正の原因：団体の担当者及び上司の認識不足・ 指摘の考え方：違約金の徴収が著しく不適正なもの

【支出事務】

3 支出の事務手続きについて

- ・団体名：公益財団法人鳥取県畜産振興協会

- ・財政支援の種別：出資

- ・所管課：農林水産部農業振興戦略監畜産課

消耗品等に係る支払いについて、支払事務手続きが遅延していた。

- ・概要：請求書を受領し、支出伺（支出仕訳書、支出伝票）を行うことなく、その日のうちに現金で支払っていた。現金支出後、翌月に1月分まとめて支出伺を行い処理していた。
- ・現金支出額：997,078円（年間）

※現金支出に係る処理の一例（購読料に係る支出）

- ・請求書受理日：R1. 11. 5
- ・現金支出日：R1. 11. 5
- ・支出伺日：R1. 12. 5
- ・支出額：7,480円

- ・不適正の原因：団体の担当者の経理規程の認識不足及び上司の進行管理不足
- ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていないもの

【契約事務】

4 契約書の作成について

- ・団体名：公益財団法人鳥取県畜産振興協会

- ・財政支援の種別：出資

- ・所管課：農林水産部農業振興戦略監畜産課

トラクターの購入について契約書を作成していなかった。

- ・概要：牛舎の増設に伴い作業用のトラクターが不足していたため、業者からデモ機を一台利用した。値引きもあり、そのまま現物を購入したため、契約書を作成していなかった。

- ・購入額：9,000,000円

- ・購入伺起案日：R1. 8. 20
- ・購入伺決裁日：R1. 8. 20
- ・固定資産台帳登録日及び納品日：R1. 9. 14
- ・請求日：R1. 10. 2
- ・支払日：R1. 10. 31

- ・不適正の原因：団体の担当者の経理規程の認識不足及び上司の進行管理不足
- ・指摘の考え方：契約書を作成すべきもので契約書がないもの

【契約事務】

5 契約書の作成について

- ・ 団 体 名：公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団

- ・ 財政支援の種別：出資・補助金等
- ・ 所 管 課：農林水産部森林・林業振興局林政企画課

森林施業プランナー協会認定一次研修に係る委託契約について、契約書を作成していなかった。

- ・ 概 要：財団では、森林施業プランナーの認定にあたって、森林施業プランナー協会が認定する一次研修を県内で開催することとしている。研修は、外部委託によることとしているが、委託先との間で**契約書を作成していなかった。**
- ・ 委 託 先：(株)B
- ・ 契約形態：随意契約
- ・ 契約金額：2,541,322 円
- ・ 不適正の原因：団体の担当者及び上司の契約規程の認識不足
- ・ 指摘の考え方：契約書を作成すべきもので契約書がないもの

【契約事務】

6 指定管理協定書に定める手続きについて

- ・ 団 体 名：ととりの森を守り木を活かす会

- ・ 財政支援の種別：指定管理
- ・ 所 管 課：農林水産部森林・林業振興局林政企画課

協定書の業務仕様書に定める監査する者について、規定された人数を任命していなかった。（二十一世紀の森）

- ・ 概 要：業務仕様書には**業務の執行及び財産の状況の監査について、2人以上の者に行わせることになっているが、1人しか任命していなかった。**
- ・ 不適正の原因：団体の担当者及び上司の協定書等の認識不足
- ・ 指摘の考え方：指定管理の契約に係る事務が著しく不適正なもの

【財産事務】

7 行政財産の目的外使用許可について

- ・団体名：公益財団法人鳥取県教育文化財団

- ・財政支援の種別：出資・指定管理

- ・所管課：地域づくり推進部文化財局文化財課、とっとり弥生の王国推進課
教育委員会社会教育課

自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可を指定管理者が行っていた。（大山青年の家）

- ・概要：指定管理者が設置業者と契約を締結し、自動販売機を設置している。県が行っていた手続きに倣い、許可権限のない行政財産の使用許可と、それに伴う使用料の徴収を行っていた。

相手方	使用期間	使用面積	使用料年額
C (株)	H31. 4. 1～R6. 3. 31	1. 48 m ²	19, 920 円
D (株)		1. 15 m ²	19, 920 円

- ・不適正の原因：団体の担当者及び上司の協定書の認識不足
- ・指摘の考え方：管理の事務手続きが著しく不適正なもの

【その他事務】

8 理事会への報告について

- ・団体名：公益財団法人鳥取県産業振興機構

- ・財政支援の種別：出資・指定管理・補助金等

- ・所管課：商工労働部産業振興課

取得した金融資産（九州電力債及び北海道電力債）について、理事長による取得承認後、最初に招集された理事会において報告を行っていなかった。

- ・概要：R1. 5. 24 に取得した債権について、機構の金融資産管理運用規程においては、理事長が取得の承認をした日以降最初に招集される理事会において、運用責任者（常務理事）はその旨を報告しなければならない、と規定しているが、報告を行っていなかった。

- ・承認日：R1. 5. 20

- ・取得日：R1. 5. 24

- ・取得金額：九州電力債 1, 101, 512, 958 円(額面 1, 100, 000, 000 円)

〃 400, 004, 712 円(額面 400, 000, 000 円)

北海道電力債 1, 604, 800, 000 円(額面 1, 600, 000, 000 円)

計 3, 106, 317, 670 円(額面 3, 100, 000, 000 円)

- ・理事会開催日：R1. 6. 3

- ・不適正の原因：団体の担当者及び上司の金融資産管理運用規程の認識不足

- ・指摘の考え方：金融資産の取得事務が著しく不適正なもの

内	容
	<p>【その他事務】</p> <p>9 会計帳簿について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 体 名：公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政支援の種別：出資・補助金等 ・ 所 管 課：農林水産部森林・林業振興局林政企画課 </div> <p>会計帳簿について、総勘定元帳を整備していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概 要：会計ソフトが故障し、使えなくなったため総勘定元帳を整備していなかった。 なお、仕訳伝票は作成しており、財務諸表は手計算で作成していた。 ・ 不適正の原因：団体の担当者及び上司の会計処理規程の認識不足 ・ 指摘の考え方：経理事務が著しく不適正なもの
	<p>【その他事務】</p> <p>10 役員等の報酬等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 体 名：公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政支援の種別：出資・補助金等 ・ 所 管 課：農林水産部森林・林業振興局林政企画課 </div> <p>役員等の報酬等について、支給基準を定めた規程を公表していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概 要：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 2 項の規定により、役員等の報酬等の支給基準については、インターネットや事務所に常置するなどの方法で公表する必要があるが、いずれも行っていなかった。 ・ 不適正の原因：団体の担当者及び上司の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の認識不足 ・ 指摘の考え方：理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の公表事務が著しく不適正なもの

4 監査意見

監査の結果、重要と認められる次の9項目について、監査委員の意見として提出する。

1 コンベンション誘致のための情報収集について

交流人口拡大本部（所管課：観光交流局観光戦略課）

- ・監査対象：公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（出資、指定管理、補助金等）
（指定管理：米子コンベンションセンター）

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）は、鳥取県の有する優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、コンベンションの誘致、支援等を行うことにより、鳥取県におけるコンベンションの振興を図り、もって県内産業の振興、地域の活性化、国際的な相互理解の増進及び文化の向上に寄与することを目的としている。

コンベンションの誘致に当たり、新規案件については、まずコンベンションビューローが学術会議やスポーツ大会の主催団体本部から開催地決定方法や会場数等の情報を収集し、その中から県内開催の可能性のあるコンベンションについて、県内の支部（大学・高専やスポーツ団体等）と連携し誘致を行っている。また、県や市町村、大学等が関係団体のコンベンションの開催情報を取りまとめ、コンベンションビューローに情報提供も行っている。その他にも新規案件の情報は、全国のコンベンションビューローとの情報交換や県人会、商談会等への参加を通じて収集している。

収集したコンベンション開催情報はデータベース化し、県内開催の見込みの高いものを抽出して団体訪問等を行うことで効果的に誘致セールスを行っている。

しかしながら、新型コロナウイルスが流行している影響もあり、全国的に大型のコンベンションの開催が困難な状況となっている。そうした中においても、コンベンションの開催方法を工夫するなどにより誘致を行うとともに、今後、新型コロナウイルスが収束していく時期に備えて、コンベンションの主催者側の情報収集を継続するとともに、新規案件についても情報収集を十分に行う必要がある。

については、県としても、引き続き有効にコンベンションの誘致が図られるよう、コンベンションビューローと連携を図り、コンベンションの主催者側と疎遠にならないよう繋がりを継続し、情報収集に努められたい。

2 一般社団法人山陰インバウンド機構の事業成果の広報について

交流人口拡大本部（所管課：観光交流局観光戦略課）

・監査対象：一般社団法人山陰インバウンド機構（補助金等）

一般社団法人山陰インバウンド機構（以下「機構」という。）は、国が定める「観光地域づくり法人（広域連携DMO）」として、山陰の有する優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、マーケティングを基礎に国内外に向けた山陰の情報発信、山陰の魅力を伝えるためのブランド作成・管理、地域の観光事業者等関係者の合意形成を行い、山陰への観光客の誘致及び国内外との交流を通じて山陰経済振興を図り、もって県内産業の振興、地域の活性化に寄与することを目的としている。

機構では、鳥取・島根両県への広域的な観光誘客を図るため、エリア全体の戦略策定やマーケティング、コンテンツ開発等の着地整備を山陰両県、関係団体と連携し実施しており、2025年までに山陰エリアの外国人宿泊者数45万人の達成を目指し、商品造成、情報発信により国外における本県の認知度向上に取り組んでいる。その結果、本県の外国人延べ宿泊者数は、インバウンド機構設立時に比べ約8万人泊増加した。

しかし、機構が実施した事業により、県内の観光消費額の増加や雇用促進等、どのような経済的な効果が生み出されたのかが県民に十分広報が行われていないと思われる。

ついては、県は、機構の取組がどのような経済的な効果を生み出したのかを分析し、分かりやすく広報を行われたい。

3 わらべ館の利用促進に向けた対応について

地域づくり推進部（所管課：文化政策課）

・監査対象：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（出資・指定管理・補助金等）
（指定管理：童謡館）

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館は、多様化する県民の文化に対する要求に応えるため、童謡・おもちゃを通じた各種文化事業を行い、もって童謡・おもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資することを目的として、童謡・唱歌やおもちゃに関する事業を行っている。

わらべ館を訪れることにより、「童謡・唱歌のふるさと鳥取」への誇りと大切に思う心の育成に繋がるよう、県内の小学校にイベントカレンダーだけでなく体験プログラムを送付し周知に努めているが、県中・西部からの来館者が少ない状況がある。

ついては、県としても、県内唯一の童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした特色のあるわらべ館に、小・中学校の社会科見学などで県中・西部からも来館してもらえるよう、魅力あるイベントの造成や教育委員会・学校関係者等にも、より積極的に働きかけるなど、更なる利用促進に努められたい。

4 鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園の会議室の利用促進について

地域づくり推進部（所管課：スポーツ振興局スポーツ課）

生活環境部（所管課：緑豊かな自然課）

- ・ 監査対象：公益財団法人鳥取県スポーツ協会（出資、指定管理、補助金等）
（指定管理：鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園）

公益財団法人鳥取県スポーツ協会は、鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園を指定管理者として管理している。

今回実施した監査において現地を確認したところ、これらの施設内の会議室があまり利用されていない状況が見受けられた。

各施設の会議室については、施設や設備を損なわない範囲の利用を認めており、例えば布勢総合運動公園ではヨガ教室などへ貸出を行った実績もある。しかし、これら施設に会議室が備わっていること自体が広く知られていないのが現状であり、多様な利用が可能であることについての広報も十分には行われていないと思われる。

については、県は、鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園の会議室について、多様な利用が可能であることを含めて、今まで以上に広く周知し、利用促進を図りたい。

また、今後、各施設の修繕が行われる際には、小規模なスポーツがしやすい構造等へ改修することについても検討されたい。

5 放牧預託の需要増に対する対応について

農林水産部（所管課：農業振興戦略監畜産課）

・ 監査対象：公益財団法人鳥取県畜産振興協会（出資）

公益財団法人鳥取県畜産振興協会は、鳥取県内における牧場経営を通じて、預託牛の適正飼育による生産性の向上、飼養コストの低減を図ることによって、畜産経営の安定と地域経済の発展に寄与し、県民に安心・安全な畜産物を安定的に供給することを目的として事業を行っている。

乳用牛及び肉用牛の預託については、畜産農家からの要望が多く、平成28年度地方創生拠点整備交付金を活用し、和牛繁殖牛舎160頭分、乳用牛育成牛舎100頭分の施設整備を行い、平成30年度から稼働を始めている。

県は、畜産農家の要望に応えるように放牧場の施設整備を順次進めてきているが、今回実施した監査において確認したところ、預託牛の受入については完全には対応できておらず、例えば乳用牛の場合、預託を希望する農家の預託希望頭数に対し、半分程度の受入にとどまっているという説明を受けた。

預託頭数の増頭に当たっては、牧草地を施設用地に変更する必要があることも想定され、老朽化した施設の改修も含め、放牧場の運営に支障が出ないようにする必要がある。また、堆肥処理の負担が増大するといった課題もある。

については、県は、畜産農家の預託希望を把握した上で、今後どのような方策を行うのか方針を定め、畜産農家の経営支援に努められたい。

< 預託実績 >

(期間：H31. 2. 1～R2. 1. 31)

区 分		鳥取	河合谷	大山	俵谷	計
預託期間		年間	5～10月	年間	5～10月	
預託 延頭数	乳用牛	184,860	—	167,186	20,850	372,896
	肉用牛	74,691	5,810	—	—	80,501
	計	259,551	5,810	167,186	20,850	453,397

6 林業労働者の確保及び担い手育成について

農林水産部（所管課：森林・林業振興局林政企画課）

・ 監査対象：公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（出資、補助金等）

公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（以下「財団」という。）は、鳥取県内の林業労働者の福祉の向上と労働条件の改善を図るとともに、林業事業者の雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することを目的としている。

そのため、私的年金制度に加入した林業労働者等に対する拠出掛金の助成や林業労働者に年末一時金を支給する林業事業者に対する給付金の助成等を行っているが、林業労働者共済年金掛金助成事業及び林業労働者年末一時金助成事業の加入労働者数は、前年度から減少している。

（1）令和元年度 林業労働者共済年金掛金助成事業の状況

区 分	実績	対前年度との比較
加入労働者数	237人	20人減
総加入口数	13,026口	476口減

（2）令和元年度 林業労働者年末一時金助成事業の状況

区 分	実績	対前年度との比較
助成対象者数	237人	7人減

※1 （1）及び（2）の加入資格を満たす林業労働者数：264人

※2 県内林業作業員数：690人（平成27年度国勢調査（職業小分類調査結果））

林業労働者がこれからも安心して就労していくためには、労働条件の改善を図るとともに、林業労働者共済年金等への加入も重要と考える。

については、県としても、財団と共同して、事業概要や加入の必要性を周知する等、加入促進を図られたい。

7 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団の林業労働者の確保に向けた取組状況等の成果の周知について

農林水産部（所管課：森林・林業振興局林政企画課）

・監査対象：公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（出資、補助金等）

公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（以下「財団」という。）は、鳥取県内の林業労働者の福祉の向上と労働条件の改善を図るとともに、林業事業者の雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することを目的としている。

そのため、林業労働者等を対象とした技術・技能の向上、労働安全衛生、労務改善等に関する研修等の事業を行っており、令和元年度は、財団を含む大会実行委員会が日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取を開催した。開催に当たっては、さまざまな広報活動を行った結果、1,500人の来場があり、多くのマスメディア（新聞、雑誌、TV等）に取り上げられ、スタイリッシュでスマートな林業の魅力を広く県民に周知した。

一方で、林業の担い手を育成するには、日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取などのイベントの成果を一過性のものとせず、取組の実施状況・成果等について、子どもを含め広く県民へ周知し、林業に興味を持ってもらい担い手育成に繋げる必要があると考える。

ついては、県は、林業労働者の増加に向けて、林業の担い手を育成する取組の実施状況・成果等について、財団と共同して、将来林業の担い手となり得る若年層も含め、広く周知を図りたい。

8 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金が実施している事業やイベントの成果の把握及び県民への成果・効果の周知について

農林水産部（所管課：水産振興局水産課）

・監査対象：公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金（出資、補助金等）

公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金（以下「基金」という。）は、県内の河川及び湖沼における水産資源の増殖及び水や魚に親しむ機会の提供の促進に関する事業を行い、魚の豊かな川づくりを推進し、もって本県の内水面漁業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的としている。

そのため、県内の河川及び湖沼における水産資源の増殖促進、水や魚に親しむ機会の提供の促進、水産資源の保護培養のための普及啓発の事業を行っている。

事業の多くを占める補助事業は、交付申請書や実績報告書等の書類を確認し、事業やイベントの実施状況を把握し、また、水産課と共同で実施している内水面漁業振興講演会では、受講者アンケートにより、事業効果等を確認している。

しかし、基金が実施している事業やイベントの参加人数など、成果の把握が十分ではないと思われ、地域の活性化に繋がる効果についても積極的に広報していないため、県民への周知が十分とは言えない状況がある。

ついては、県としても、基金が実施している事業やイベントの成果・効果等を十分に把握するとともに、基金と共同して、インターネットを活用した方法のみならず、さまざまな機会を活用し、広く県民へ周知するよう努められたい。

9 大山青年の家及び船上山少年自然の家の利用促進に向けた対応について

教育委員会（所管課：社会教育課）

- ・ 監査対象：公益財団法人鳥取県教育文化財団（出資・指定管理）
（指定管理：大山青年の家）
- TKSS・富士総合警備保障共同企業体（指定管理）
（指定管理：船上山少年自然の家）

大山青年の家及び船上山少年自然の家は、県立青少年社会教育施設として学校等による集団宿泊体験の受入が中心となる施設であることから、従来から特に小中学生の利用が多く、利用者の年齢層が若年層に集中している。

平成28年度から一部指定管理者制度の導入に当たり、生涯学習機能を強化することとし、高齢者、家族・未就学児対象の事業を企画・実施、広報等を実施したため、現在の利用は学校に限らず、保育所、子ども会、PTA、高齢者団体、福祉団体、企業等、その種類や年齢層に広がりを見せているところである。

しかし、令和元年度の利用状況は、次表のとおり計画に満たない状況であった。

令和元年度 施設の利用状況

施設名	計画	実績
大山青年の家	32,000人	31,102人
船上山少年自然の家	25,000人	21,648人

については、県は、施設の設置目的である青少年の健全育成を中心としながらも、幅広い年齢層やさまざまな団体にも利用される施設となるよう事業を企画・実施、広報する等、より一層施設の利用促進を図られたい。

また、委託業務の実施に要する経費は、一定の利用人数を想定した指定管理料及び施設の管理運営に伴う指定管理者の収入（利用者の実費負担額を含む。）で賄うこととなっている。

このため、利用者増に伴い光熱水費等が増加した場合には、指定管理者が行う管理運営の効率化・合理化に向けた努力とは無関係に収益を圧迫する可能性があり、当該管理施設の管理運営に関する協定書第6条第1項第2号イ（イ）に規定する指定管理者が行う委託業務としている「施設の利用促進」と相容れないと考えられる。

については、県は、少なくとも利用者が増加しても指定管理者の経営努力による収益増を阻害することのない仕組みを構築するよう見直しを検討されたい。

(参考)

令和元年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	団体名	財政支援の種別			本監査実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	(公財) とっとりコンベンションビューロー	○	○	○	R2. 11. 13	交流人口拡大本部 観光交流局観光戦略課 地域づくり推進部 文化政策課
2	(一社) 山陰インバウンド機構			○	R2. 11. 4	交流人口拡大本部 観光交流局観光戦略課
3	(公財) 鳥取童謡・おもちゃ館	○	○	○	R2. 10. 23	地域づくり推進部 文化政策課
4	(公財) 鳥取県スポーツ協会	○	○	○	R2. 10. 27, 28	地域づくり推進部 スポーツ振興局スポーツ課 生活環境部 緑豊かな自然課
5	(公財) 鳥取県教育文化財団	○	○		R2. 10. 22	地域づくり推進部 文化財局文化財課 地域づくり推進部 文化財局とっとり弥生の王国推進課 教育委員会 社会教育課
6	(社福) 敬仁会			○	R2. 10. 19	福祉保健部 ささえあい福祉局福祉監査指導課 福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課
7	(社福) 鳥取こども学園			○	R2. 10. 5	福祉保健部 ささえあい福祉局福祉監査指導課 子育て・人財局 家庭支援課
8	(学) にしき幼稚園			○	R2. 10. 28	子育て・人財局 子育て王国課
9	(学) 米子西部学園			○	R2. 10. 28	子育て・人財局 子育て王国課
10	(社福) みその児童福祉会			○	R2. 10. 26	子育て・人財局 家庭支援課
11	(学) 鶏鳴学園			○	R2. 11. 10	子育て・人財局 総合教育推進課
12	(学) 湯梨浜学園			○	R2. 10. 28	子育て・人財局 総合教育推進課
13	(学) 米子永島学園			○	R2. 11. 4	子育て・人財局 総合教育推進課
14	(株) マックスサポート			○	R2. 10. 20	商工労働部 立地戦略課
15	(公財) 鳥取県産業振興機構	○	○	○	R2. 10. 16, 23	商工労働部 産業振興課
16	鳥取県農業協同組合中央会		○	○	R2. 10. 1	農林水産部 農業振興戦略監とっとり農業戦略課
17	(一社) 鳥取県果実生産出荷安定基金協会	○		○	R2. 9. 2	農林水産部 農業振興戦略監生産振興課
18	(公財) 鳥取県畜産振興協会	○			R2. 10. 23	農林水産部 農業振興戦略監畜産課
19	鳥取中央農業協同組合			○	R2. 10. 30	農林水産部 農業振興戦略監畜産課 中部総合事務所 農林局
20	(公財) 鳥取県林業担い手育成財団	○		○	R2. 10. 21	農林水産部 森林・林業振興局林政企画課
21	(株) 谷尾樹楽園		○		R2. 9. 8	農林水産部 森林・林業振興局林政企画課
22	とっどりの森を守り木を活かす会		○		R2. 9. 2	農林水産部 森林・林業振興局林政企画課
23	(公財) 鳥取県魚の豊かな川づくり基金	○		○	R2. 10. 21	農林水産部 水産振興局水産課
24	(公財) 鳥取県栽培漁業協会	○		○	R2. 8. 26	農林水産部 水産振興局水産課、栽培漁業センター
25	(株) 澤井珈琲			○	R2. 10. 2	商工労働部・農林水産部(共管) 市場開拓局販路拡大・輸出促進課
26	八頭中央森林組合			○	R2. 10. 29	農林水産部 東部農林事務所八頭事務所
27	鳥取空港ビル(株)			○	R2. 11. 10	県土整備部 空港港湾課
28	大山山麓・日野川流域観光推進協議会			○	R2. 11. 13	西部総合事務所 地域振興局
29	TKSS・富士総合警備保障共同企業体		○		R2. 10. 16	教育委員会 社会教育課
30	(公社) とっとり被害者支援センター			○	R2. 8. 20	警察本部 広報県民課

※ 「団体名」の(公社)は公益社団法人を、(公財)は公益財団法人を、(一社)は一般社団法人を、(社福)は社会福祉法人を、(学)は学校法人を、(株)は株式会社を表している。